一般名処方加算について

現在、医療品の供給が不安定な状況が続いております。
薬局において、銘柄によらず供給・在庫状況に応じて調剤できることで、患者様に適切に医薬品を
提供する為に、処方箋には、医薬品の銘柄ではなく一般名(成分名)を記載する取り組みを行っています。
ただし、同じ成分であっても銘柄によって使用感にばらつきがあります。
お薬についてご不明・ご心配事がありましたら、医師にご相談下さい。

また、2024年10月より、後発医薬品のある先発医薬品の処方を希望される場合は、
一部選定療養として自己負担金が加算されます。
(先発医薬品の処方・調剤を医療上の必要があると認められる場合、流通問題等で在庫がない場合は除く)

作成日：2025年4月1日　掲示期限：無期限